

## 戸籍人口統計のための調査は1回のみだったか？

### Was only one survey conducted for population statistics by Koseki registration?

廣嶋清志（島根大学）

HIROSIMA, Kiyosi (Shimane University) hirosima@soc.shimane-u.ac.jp

近年、いくつかの先進国で人口センサス実施の困難から行政資料（とくに住民の登録資料）から人口統計を作ることが行われ始め、また今後の実施に向けて検討が進められており、その意味で、今日は人口統計作成方法の転換期ということができる。

一方、戦前の日本においては、人口センサス実施以前から戸籍簿という登録簿を利用して人口統計が作られていたことはよく知られているが、1871（明治4）年から数十年間にわたるその実践の歴史は、1920年から人口センサス、国勢調査が実施されることにより、ほとんど埋もれてしまった。現代の人口統計の転換期において、その歴史をあらためて見直し、人口センサスによる人口統計を作成することこそ人口統計作成の本筋だという人口統計の歴史の見方を再考することが求められている。

明治4年に創設された全国的な戸籍制度の戸籍簿もその性質は宗門改帳とほぼ同様で、登録に調査が融合したものであった。戸籍簿には変化の大きい職業、世帯の状況などが含まれていて、本質的に定期的な調査が必要となるものである。戸籍簿からこれらの事項が削除されるのは明治31年の戸籍法改正においてであるが、その後も1918（大正7）年戸籍事項の調査は5年ごと定期的な実施に力が入られた。しかし、戸籍簿における調査は国勢調査実施以後は中央では一応完全に分離したといえる。（地方では異なる。）

このように戸籍簿という登録から調査が分離していったのは、登録自体の宿命ではなく、戸籍簿の作成が生活と直接関わる現住地ではなく、そうでない本籍地を基準として作られたことによるもので、とくに移動の届出が不正確にならざるを得なかったからであると考えられる。このため、後に現住地を基準とする登録統計が再生することになる。このような戸籍簿が登録と調査の融合であるとの見解は、従来の説と明らかに異なるだろう。従来の説は次のようなものである。

第一に、調査主義の否定である。統計局初代局長、花房直三郎は、明治5年の戸籍創設について「右戸籍の制定は全く一種の「センサス」の方法に依りしものなりし...此の調査以後即ち明治6年以来我邦に於ては全く実際に人口を計査せしことなし」、「明治5年の実計数を基礎として之に爾来毎年の人口の異動を加除したる一種の算出数なりとす」（花房1906）、これは明治5年以後には実地調査やそれに類する調査資料に基づくことがなく、実地調査主義が放棄されたものと解釈されるが、事実はどうであっただろうか。戸籍による現住人口の算出は本籍人口に寄留簿による人口を加減して求められたものではあるが、現住人口を現地調査によって把握する実践をたびたび繰り返したというのが事実であると考えられる。その意味で戸籍簿人口統計が調査主義をもっていたことを明らかにし、国勢調査誕生との関係の考察につなげようとするものである。この過程を 1. 明治4年戸籍の創設、 2. 明治12-16年衛生行政からの現状調査 3. 明治19年 内務省令での現住戸、現住人口の定義 4. 明治23年市町村制の人口告示 5. 明治31年内閣訓令第1号、静態人口調査まで、のように5期に分けて検討する。